

草津市子ども・子育て支援事業計画の基本理念等について

1 草津市子ども・子育て支援事業計画 基本理念

計画の基本的な考え方

下線部分＝次世代後期計画への追加・変更部分

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容、水準のものとする必要があります。（※国基本指針）

すべての子どもの人権が尊重され、夢や希望を持って個性や可能性を伸ばすことができる環境づくりや、社会全体で未来の宝である子どもの健やかな成長を見守り、支援することにより、子どもと大人がともに育ちあうとした草津市次世代育成支援対策地域行動計画の基本理念（「子どもの人権が尊重され、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津」）を踏襲し、その実現を目指します。

なお、基本理念の達成に向けての基本目標やこれを構成する基本施策については、「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針を踏まえ、平成 26年度までの草津市次世代育成支援対策地域行動計画で積み残した課題や、市民ニーズ調査などに基づく課題について各事業の見直しを行い、目指すべき目標など新たに整理しました。

基本理念

子どもの人権が尊重され、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる、かけがえのない存在です。

本市に生まれ、育つ子どもたちが誇りを持って、心豊かな人生を送ってほしい。そのために、一人ひとりの大切な命、子どもたちの人権を尊重し、子どもたちの育ちを見守る中で、たくさんの人々が子どもたちや、子育てをする人々に関わっていききたい。そして、どの子も、どの子育て家庭も安心して地域の人々とともに暮らしていける環境をつくっていききたいと考えます。

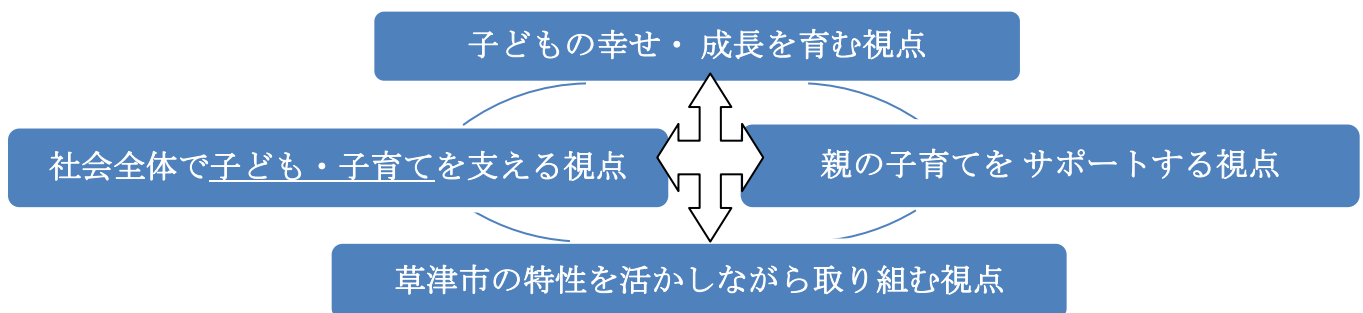
草津市には、本陣をはじめとした歴史的資源や、湖岸や川辺、美しい田畑、あおばな等の特色ある産物、事業所の集積、市民発意の活動等、多様な資源があります。また、京阪神の通勤圏内であることから、転入転出等の人口移動も多く、新たな市民も増え、人口の増加が続いていますが、今後、少子高齢化が進んでいくと考えています。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながるものであり、そうした取り組みを通じ、子どもを産み育てるといふ人々の思いがかなえられるよう、子どもたちの思いに触れ、関わりあって、大人たちも、子どもたちの育ちとともに歩んでいきたい、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していきたいと考えています。

市民をはじめ事業者、行政等多様な主体が連携し、協働することで、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津を目指して、取組を進めていきましょう。

2 草津市子ども・子育て支援事業計画の視点

草津市では、前項に掲げる基本理念のもと、子ども・子育て支援施策を進める上での共通の考え方として、以下の4つの視点に立って取り組むこととします。



<p>子どもの幸せ・成長を育む視点</p>	<p>子どもの人権と個性を大切にし、一人ひとりの子どもの最善の利益が実現され、健やかな成長とその生活が保障されることを第一に考え、子ども・子育て支援策を展開する必要があります。</p>
<p>親の子育てを サポートする視点</p>	<p>子育ての第一義的責任は、保護者が有するという基本認識のもと、保護者が子どもときちんと向きあいながら、親子の信頼関係を形成し、子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを見出すことができるよう、また、子ども自身は周りの人に愛されている、見守られているという</p>

	気持ちが持てるよう、家庭・保護者の子育て力を向上させることが求められます。
社会全体で子ども・子育てを支える視点	子育ては家庭だけの問題ではなく、子どもの健やかな成長を社会全体で支え、見守ることが重要です。そのため、市民や地域、企業、関係団体、行政等の多様な主体が連携・協力し、 <u>仕事と家庭の両立や様々な地域活動など、子ども・子育て支援に取り組む必要があります。</u>
草津市の特性を活かしながら取り組む視点	子育て支援策の展開にあたっては、子どもや子育て家庭を取り巻く地域の特性を踏まえ、豊かな自然環境や <u>人口の動向など地域の特徴を踏まえながら</u> 、関連する施策との連携を図り、 <u>子ども・子育て支援事業を進める必要</u> があります。

3 草津市子ども・子育て支援事業計画の基本理念等について

①計画への記載根拠

国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」（H25.8.6 付け内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡）において、「市町村及び都道府県は、法の基本理念及び第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を作成すること。（以下、略）」とされており、更に、市町村子ども・子育て支援事業計画任意記載事項として、その計画の基本理念等が挙げられています。

③考え方

国の「子ども・子育て支援法」、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」、草津市子ども・子育て会議における委員意見等を踏まえます。
また、「草津市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の「基本理念」や「視点」等を踏襲した形で策定します。

●子ども・子育て支援法

（第1条 目的）

子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的と

する

(第2条：基本理念等)

・子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

・子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

・子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(第3条 市町村の責務)

・子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと

・子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

・子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

●国の定める「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある。

また、法は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものである。

このことを踏まえ、全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要がある。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在である。子どもの健やかな育

ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである。しかるに、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいる。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされている。

このような状況に鑑みれば、行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要である。そうした取組を通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるといふ人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない。

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならないこと。

●「草津市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」の理念

（理念）

「子どもの人権が尊重され、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津」すべての子どもの人権が尊重され、夢や希望を持って個性や可能性を伸ばすことができる環境づくりや、地域社会全体で未来の宝である子どもの健やかな成長を見守り、支援することにより、子どもと大人がともに育ちあうまちを目指します。

（視点）

①子どもの幸せ・成長を育む視点

子どもの人権と個性を大切にし、一人ひとりの子どもの最善の利益を尊重し、子どもの健やかな成長とその生活が保障されることを第一に考え、一人ひとり

の子ども用最善の利益が尊重されるよう、子育て・子育て支援策を展開します。

②親の子育てをサポートする視点

子育ての第一義的責任は、保護者が有するという基本認識のもと、保護者が子どもときちんと向きあいながら、親子の信頼関係を形成し、子育てに喜びや楽しさを見出すことができるよう、家庭・保護者の子育て力の向上を目指します。

③社会全体で子育て・親育ちを支える視点

子育ては家庭だけの問題ではなく、子どもの健やかな成長を社会全体で支え、見守ることが重要です。そのため、市民や地域、企業、関係団体、行政等の多様な主体が連携・協力し、子育て・親育ちに取り組みます。

④草津市の特性を活かしながら取り組む視点

子育て支援策の展開にあたっては、子どもや子育て家庭を取り巻く地域の特性を踏まえ、豊かな自然環境や地域ごとの特徴を活かしながら、関連する施策との連携を図り、次世代育成支援対策を進めていきます。